

「介護に関する入門的研修」に係る業務委託 企画コンペ実施要領

1 業務委託の内容

「介護に関する入門的研修」に係る業務委託仕様書のとおり

2 参加者の資格要件

企画コンペに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 過去、同種の業務(研修運営業務)を運営した実績を有していること。
- (7) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。

3 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

本業務の受託を希望する者は、本実施要領により企画書を提出するものとする。

4 実施スケジュール(予定)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年5月29日(金曜日) |
| (2) オリエンテーション参加申込期限 | 令和8年6月5日(金曜日) 12時必着 |
| (3) オリエンテーション | 令和8年6月9日(火曜日) 11時 |

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (4) 参加資格確認申込書等の提出期限 | 令和8年6月15日(月曜日) 17時必着 |
| (5) 質問書の提出期限 | 令和8年6月15日(月曜日) 17時必着 |
| (6) 参加資格の確認結果の通知 | 令和8年6月19日(金曜日) までに通知 |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月26日(金曜日) 17時必着 |
| (8) プレゼンテーション・審査会 | 令和8年6月30日(火曜日) 15時30分予定 |
| (9) 委託先の決定 | 令和8年7月3日(金曜日) 予定 |

5 オリエンテーション(説明会)

(1) 日 時 令和8年6月9日(火曜日) 11時から

(2) 場 所 県庁旧館3階 部内会議室(佐賀市城内一丁目1-59)

(3) 申込方法

① 提出書類 オリエンテーション参加申込書(様式1)

② 提出期限 令和8年6月5日(金曜日) 12時まで

③ 提出先 佐賀県健康福祉部長寿社会課

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 新館3階

電話: 0952-25-7054

e-mail: tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp

④ 提出方法 持参、郵送、電子メール

※電子メールの場合は、送信後、確認の電話をすること。

⑤ その他 オリエンテーションへの参加は、企画コンペへの参加に係る必要要件ではない。

当日は、ホームページに掲載する業務委託仕様書及び実施要領を印刷して持参すること。

6 質問の受付及び回答

当該企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。

なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。

① 提出書類 質問書(様式5)

② 受付期限 令和8年6月15日(月曜日) 17時まで

③ 提出先 上記5の(3)の③に同じ

④ 提出方法 上記5の(3)の④に同じ

⑤ 回 答 質問内容の応答は、必要に応じて、参加者全員に令和8年6月19日(金曜日)の17時までにe-mailにて周知する。

7 企画コンペ(プレゼンテーション)

(1) 企画コンペ参加申込及び提出書類

① 提出書類

・企画コンペ参加資格確認申請書(様式2) 1部

・実績書(様式3) 1部

- ・誓約書（様式4） 1部
- ・会社概要（パンフレットで可） 1部
- ・業務実施体制（業務実施体系図、責任者、担当等明記）【任意様式】 1部
- ・納税証明書 1部

- ② 提出期限 令和8年6月15日（月曜日）17時まで
- ③ 提出先 上記5の（3）の③に同じ
- ④ 提出方法 郵送又は持参。ただし、郵送の場合は提出期限日必着とし、配達事故を防ぐため、配送記録が残る方法とすること。

（2）企画提案書等の提出

① 提出書類

- ・提案書（様式6）
- ・企画提案書 7部（任意様式）

※1社につき、1提案とする。

※別紙「業務委託仕様書」において、委託業務内容に掲げる各項目について提案内容を記載すること。

※提出された企画提案書等は返却しない。

※提出後の提案書及び添付資料の変更、差し換え等は認めない。ただし、県が必要であると判断した場合には、補足資料を求める場合がある。

- ・見積書 7部

※業務内容毎の内訳を明示した見積書を添付すること

※見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

- ・同種業務で作成したチラシ等 7部

- ② 提出期限 令和8年6月26日（金曜日）17時必着
- ③ 提出先 上記5の（3）の③に同じ
- ④ 提出方法 上記7の（1）の④に同じ

（3）開催日時及び場所

- ① 日時 令和8年6月30日（火曜日）15時30分予定
※時間帯は参加者に別途連絡する。

- ② 場所 県庁新館3階 31号会議室（佐賀市城内一丁目1-59）

（4）実施方法

参加者は、企画提案書により、実績書等の資料、プレゼンテーションを行う。1団体についてのプレゼンテーションの時間は30分程度（説明20分・質疑応答10分程度）とする。

（5）審査

①審査基準は別表1「評価基準」のとおりとする。

②提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

③評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点は各審査員の配点の合計が6割を超えた場合（300点以上／500点）とする。

④最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高いものを最優秀提案者とする。

⑤最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、「企画内容に対する評価」が高い者を最優秀提案者とする。

⑥審査結果については、すべての提案者に通知し、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公開する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

(6) その他

① 参加申込書の提出時にプレゼンテーションの順番決めを行う。

② スクリーンやプロジェクターが必要な場合は県で用意するため、3日前までに連絡すること。

8 費用負担

企画コンペ・企画提案書等必要書類の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

9 契約保証金

(1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

(2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

(3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

10 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

11 企画コンペの取りやめ等

(1) 審査員への接触など企画コンペを公平に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 天災地変その他のやむを得ない事由により企画コンペをすることができないと認められるときは、延期、若しくは取りやめることがある。

1 2 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とし、企画コンペに参加できないこととする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本件企画コンペ手続について不正行為を行った場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

1 3 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

1 4 その他

- (1) 提出物は返却しない。
- (2) 提供する資料以外は、独自で入手等をする。
- (3) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにする。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない（この場合、次順位の者と契約を締結する）
- (6) コンペへの参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- (8) 提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- (9) 県が必要と認める場合、委託料のうち2分の1以内において前金払いができる。

1 5 問い合わせ先

佐賀県健康福祉部長寿社会課

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号（佐賀県庁新館3階）

電話 0952（25）7054

担当：矢次

別表 1 【評価基準】

No.	審査項目	配点	審査の視点	得点	
1	企画内容に対する評価	研修の実施	企画内容の創造性	■事業趣旨を理解したうえで、介護未経験者が意欲的に研修に参加できるような工夫があるか	5
				■介護未経験者が介護分野への参入の障壁となっていることを払拭できるような工夫があるか	5
			内容の妥当性	■講師や会場の選定が適切か	5
				■開催時期や研修スケジュールが適切か	5
				■実技の時間を多くとり、受講者の理解促進を図っているか	5
				■施設見学の内容が、受講者が施設で働くことをイメージできるようなものになっているか	5
		募集および広報	企画内容の創造性	■事業趣旨を理解したうえで、広報が効果的に行われ、多様な人材が確保できるような創意工夫がなされているか	5
				■介護未経験者の興味を引く工夫があるか	5
				■参加者を増やす取組・工夫がなされているか	5
			内容の妥当性	■仕様書上指定の新聞折込及び回覧、その他の媒体を用い、開催地域及びその周辺市町に広く周知するような計画が策定されているか	5
				■比較的簡単に申し込めるような申し込み方法か	5
				家庭介護等の情報提供	企画内容の創造性
		内容の妥当性	■家庭介護の現状や課題、良さなどを実感できるような内容になっているか		5
			■介護者目線に立った情報になっているか(メリットだけでなく介護疲れ等にも対応した情報か)		5
			■研修受講者の年齢層にあった情報提供の内容か		5
■体験や実技を取り入れる等、受講者の興味を惹くような内容となっているか	5				
2	業務遂行体制に対する評価	2 業務遂行の妥当性	■事業者の社内スタッフ構造から、本業務が遂行可能な人員の確保がなされるとともに、効果的な人員体制であると認められるか	2	
		5 事業実績	■過去5年間に同規模以上の研修会又はセミナー等をコーディネートし、かつ、それに係る広報を実施した実績があるか	5	
3	総合的な評価	5	その他	■その他、特に評価に値する点があるか (企画書で斬新な工夫など特筆すべき点があるか等)	5
4	地理的評価	3	ローカル発注	■県内に本店または支店を有しているか ※本店を有する場合3点、支店・営業所を有する場合2点、それ以外は0点	3
5	経費	5	経費の妥当性	■項目ごとの内訳の見積額は妥当か (内訳の額が不自然でないか、安価であるか等)	5
合計		100		100	

※最低基準点は各審査員の配点の合計が6割を超えた場合（300点以上／500点）